

国家の境界管理が生み出す法的暴力と
「懲罰化されたモビリティ」
——メキシコ移民とその家族による米国強制送還政策を
めぐる経験から——

飯尾真貴子（一橋大学）

2024年6月24日

難民研究フォーラムオンライン研究会

はじめに

1. 私自身の研究関心と論文の目指したこと（意義）
2. 用語（カテゴリー）について
3. 「強制送還」を強制移動研究に位置づける
4. 法制度それ自体を相対化する視点の重要性
5. 境界管理をめぐる研究
6. 既存研究の限界を乗り越える視点
7. 具体的な事例の紹介
8. 結論、今後の課題

私の研究関心 (自己紹介を兼ねて)

- 1) 米国の移民規制政策が移民とその家族、コミュニティに及ぼす影響について、送出し地域であるメキシコを射程に含めて検討。
- 2) 米国の移民1.5世代の社会的地位の移動。特に元オバマ政権によって実施された暫定的権利付与プログラムのもたらす影響
- 3) 米国を目指してメキシコを経由して北上する中南米移民・難民の研究

論文が目指したこと（意義）

事例：米国の移民規制政策（境界管理）を経験するメキシコ出身の無登録移民とその家族

- 難民・強制移動研究において等閑視されてきた国家による<強制送還>を、強制性との連続性のなかで捉える。
- 一見中立かつ公正なものとしてみなされる法制度がもたらす負の影響を「法的暴力」という視点から考察。
- 国家の境界管理をめぐる研究をトランスナショナルな視点から捉え直し、規制が移民の内面に及ぼす影響を検討。
 - 送出し地域の移動できない人々を射程に入れた分析。

用語（カテゴリー）について

○無登録移民（undocumented immigrants）

在留資格のない移民を指すカテゴリーをめぐる議論

- 単なる法的カテゴリーではなく、社会的カテゴリーとしてとらえる

「不法移民・不法滞在者」、「非合法移民」：行為がその時々法から逸脱しているのであって、人間それ自体を「不法」と表すのは不適切。

- 「不法性」は個々人の選択から生まれるのではなく、構造的に生み出されるもの。

⇔「非正規移民」：スティグマを避ける用語として学術的に広く浸透

⇔「無登録移民」：「正規」／「非正規」という二分法を前提にしているという指摘（岸見、高谷、稲葉 2023）

*法的地位の有無が分析に必要な場面でのみ使用。

○難民・移民

移動をめぐる身分資格の複合性・連続性（錦田2020）でとらえる視点。両者の区分それ自体が国家による境界管理のプロセスになっている点に注意が必要。

工藤晴子（2022）「庇護—移住のネクサス」

強制送還を強制移動研究に位置づける（1）

Gibney, M. J., 2013, “Is deportation a Form of Forced Migration?” *Refugee Survey Quarterly*, Vol 32(2): 116-129

強制送還によって生じる強制的な移動＝自分の意思に反する移動という点で他の強制的な移動と本質的には変わらないはず。にもかかわらず、難民・強制移動研究の領域において、なぜこれほどまで無視されてきたのか。

- 「強制送還」は、リベラルな国家主義のフレームワークに基づく規範からは何一つ逸脱していない。
- リベラル民主主義国家による正当な権利の行使という認識
 - ▶ 迫害を受けた同情すべき人々のための研究
 - ▶ 何らかの罪を犯したとされる人々は、その権利を守られるのに値しない。

強制送還を強制移動研究に位置づける (2)

「正当な強制送還」 V S 「強制移動」 この境界は実は曖昧？

長期的な滞在者や庇護申請者をめぐる送還は、果たして道義的に正しいのか。その正当性への疑問 (cf.永住権を持つ非市民や難民認定を却下された庇護申請者の事例)

- 難民の恒久的解決と言われる「自主帰還」に対する批判的検討 (Shuster 2011)
- 規制の厳格化が難民の庇護申請者に及ぼす影響 (Mountz 2010)

⇔日本の文脈とも関連

- 申請を却下された庇護申請者の速やかな強制送還を可能にしようとする法改正

法制度それ自体を相対化する視点

一見、中立かつ公正なものとして見做される法制度をいかに社会的に考察・分析していくのか。

社会学の蓄積：

「象徴的暴力」(Bourdieu 1998)：法制度のもとで、人々が社会の不均衡な権力関係やヒエラルキーを内面化。社会の支配的な層から付与されるカテゴリとそれに付随する苦難を当然のものとして受け入れる「標準化 (normalization)」が発生。

米国の強制送還をめぐる様々な法制度が個々の移民に及ぼす影響を「法的暴力」としてとらえたメンヒバルの議論を参照。

国家の境界管理をめぐる研究

◆境界研究 (border studies) の視点

- 政治地理学、国際法学から出発し、批判地政学の影響も受けつつポストモダン、構築主義的なものへと発展。この過程で、社会学、人類学などの学際的なアプローチも拡大。
- 物理的国境 (静的・固定的) ⇒社会的文脈に応じて恒常的に引き直される境界 (動的・流動的)。
 - 「境界 (国境) はどこにでもある (borders are everywhere)」 (Balibar 2002)
 - 境界は、国境の外部だけでなく内部にも拡張し、社会的のいたるところに偏在的にあらわれるもの。

「境界としての身体 (body as border)」 (Mountz 2010) ——人種プロファイリングにもとづく検挙など。

国境管理の外部化と内部化

○国境管理の外部化（externalization）

移民受入れ国の要請を受けて、送出し国や経由国において潜在的な移民の移動を管理する目的で繰り出される様々な実践

- ビザの要件にもとづくスクリーニング（Zolbergの研究）
- 開発政策との引き換えにした域外国境における規制の厳格化など
- e.g. 米国を目指しメキシコを経由する中南米移民・難民への様々な政策

○国境管理の内部化（internalization）

移民受入れ国内に滞在する移民に対する取り締まりの強化

- 排除の対象となる移民の探知、収容、強制送還を可能にする法制度や取締りの実践

⇔強制送還研究（deportation studies）の領域の発展（cf: 「入国後の社会統制」 Kanstoom）

強制送還研究の発展（1）

2000年代以降の大規模な強制送還政策の拡大⇒これがもたらす甚大な社会的影響およびこれを可能にする法制度への関心の高まり

- 国家にとっての強制送還（非市民の物理的排除）の目的とは？
 - 厳格な国境管理と「望ましくない移民」の排除は、主権国家の正当な権利の行使であるとし、それを世間に示すことでその論理を強化

ただし、無登録移民を完全に排除することはできない・・・
それにもかかわらず、なぜ？

強制送還研究の発展（2）

「合法」／「不法」のカテゴリの生成と維持が、国家による移民の監視と排除において極めて重要。

- 「非合法性（illegality）」に関する研究の蓄積
cf: 「非存在の空間（Space of nonexistence）」（Coutin2003）

「送還可能性（deportability）」 「収容可能性（detainability）」（De Genova 2010）

国外への物理的な排除だけが目的ではない...

- （むしろ）国内で働き暮らす移民に対して恒常的な排除の可能性を示すことで、従順で規律化された労働力を生み出すこと。
- 在留資格の有無だけが問題になるのではなく、非市民とその家族は程度の差があれ、監視や排除への恐れを抱く
- 「自発的」なのか「非自発的（強制送還）」なのかという二元論を乗り越えることが可能に。

概念図 (既存研究の限界を乗り越える視点)

境界研究 (ボーダースタディーズ)

国家の境界管理をめぐる
研究群

国境管理の「外部化」／「内部化」
という二元化、これらは別々のもの
として議論

国境管理の外部化
「入国前の越境の抑止」

国境管理の内部化
「受入国内の社会統制」

「懲罰化されたモビリティ」

受入れ国の文脈
強制送還研究

「法的暴力」
「送還可能性、収容可能性」 etc

送出し国の文脈
ポスト強制送還研究

インモビリティ
移動できない人々

強制送還研究の多くは、受入れ
国内の議論が中心

強制送還によって排除された人々や送
出し地域に留まる人々を分析の射程に
入れることで、国家の境界管理の越境
的な影響を捉え、かつ境界管理をめぐる
二元化の議論を超える貢献。
⇒ 「インモビリティ」への着目

米国における境界化（規制政策）の文脈

- 1990年代後半から移民規制の厳格化が進む
- 2001年9.11同時多発テロを契機として、移民政策の安全保障化が進行。
 - 対テロ政策のもとで進む移民の「犯罪者化（criminalization）」
 - 生体認証システムの活用
 - 新たな国境管理「オペレーションストリームライン」
 - 2回以上の再入国者は重罪。最長2年刑務所の可能性
 - 「前科者」の入国、3回以上の再入国は、最長10年の刑務所

「強制送還から監獄へ（from deportation to prison）」(Macías-Rojas 2016)

検挙と送還を通じて、いつでも移民を再び収容所や刑務所に送り込むことができる
国境管理と国内管理の＜融合＞

移動それ自体が懲罰の対象として構築されていく⇒「懲罰化されたモビリティ」

実証研究としての事例

メキシコ南部オアハカ州の村落Eとその主要な移住先である米国カリフォルニア州のフレスノ郡で実施した多地点フィールドワークで得られた質的データに依拠。（2015年～2019年）

男性32人、女性15人（E村）、男性16人、女性36人（フレスノ郡）の計98人に参与観察および半構造化インタビューを実施。

特に50代以上の村人のなかには先住民言語であるミステコ語を母語とする者も多いが、聞き取りでは、私が理解可能なスペイン語と英語を使用。

移民と家族が経験する「法的暴力」

アナとその家族の事例：アナが13歳の時に父親が強制送還されたことによるトラウマ的経験

数か月後に父親は米国に戻ることができたが、「追放可能性」のもとで、強い恐れがアナの生活を恒常的にむしばみ続ける

越境的に再生産される「送還可能性」

なぜ、強制送還された人々のなかに、再越境せずに村に留まり続けるものがあるのだろうか。

フレズノ在住の30代男性ナルシソ

- 「送還可能性」や「収容可能性」が国境をこえて内面化されていく。

「懲罰化されたモビリティ」のもとで阻まれる家族統合

E村の母ミネルバと離れて暮らすフレズノ在住の30代女性ファティマ

- 複数回の越境による強制送還によって、10年間の再入国禁止。
- 離れ離れでくらすうちに、癌に罹患。米国に呼び寄せることができないまま、ミネルバは死去。

⇒越境それ自体を犯罪化する「懲罰化されたモビリティ」のもとで、越境による再検挙と再収容の恐れをまえに、モビリティを喪失する人々。家族統合を阻まれるという「法的暴力」として作用

結論

- 越境それ自体を重罪として規定する法制度のもとで生じる越境をめぐる新たな意味づけ——「懲罰化されたモビリティ」。
- 生体認証システムを通じた個体管理によって、メキシコにいながらも移動できない主体が形成。
- 「送還可能性」は受入国の移民だけでなく、帰国してからもなお越境的に再生産。
- 国境管理の厳格化は、移民とその家族の生を蝕む法的暴力として作用。親密な社会関係にもたらす様々な困難。第二世代の若者たちの社会編入への甚大な影響。家族の結合という本来リベラルな理念のもとで保障されるべき権利の侵害。

今後の課題

- 今回取り上げることができなかった庇護申請者の経験
- 米国での難民申請を目指して北上する中南米他出身の移民・難民に対する送還や排除。中継国(transit country)であるメキシコを含んだ国境管理の外部化とともに、メキシコ難民庇護制度のもとで展開される国境管理の内部化の様相。

主要参考文献

- Balibar, É., Chapter 4. What is a Border?, *Politics and the Other Scene*, Verso, 2002, pp. 75-86.
- Bauman, Z., *Globalization: The Human Consequences*, Columbia University Press, 1998.
- Bigo, D., “The (in) securitization practices of the three universes of EU border control: Military/Navy – border guards/police – database analysts,” *Security Dialogue*, 45 (3), 2014, pp. 209-225.
- Bourdieu, P., *Masculine Domination*. Stanford, California, Stanford University Press, 1998.
- Coutin, S. B., *Legalizing Moves: Salvadoran Immigrants’ Struggle for U.S. Residency*, Ann Arbor, The University of Michigan Press, 2003.
- Crawley, H. and Skleparis, D., “Refugees, migrants, neither, both: Categorical fetishism and the politics of bounding in Europe’s ‘migration crisis’,” *Journal of Ethnic and Migration Studies* 44, 2018, pp. 48-64.
- de Genova, N., “Migrant ‘illegality’ and Deportability in Everyday Life,” *Annual Review of Anthropology*, 31, 2002, p. 429.
- de Genova, N. & Nathalie P., *The Deportation Regime: Sovereignty in Motion and the Freedom of Movement*, Duke University Press, 2010, p. 14.
- Down, C. and Marfleet, P., “Conceptual Problem in Forced Migration,” *Refugee Survey Quarterly*, Vol. 32 (2), 2013, pp. 1-13.
- Fassin, D., “Policing Borders, Producing Boundaries. The Governmentality of Immigration in Dark Times,” *Annual Review of Anthropology*, 40, 2011, pp. 213-26
- Gibney, M. J., “Is Deportation a Form of Forced Migration?” *Refugee Survey Quarterly*, Vol. 32 (2), 2013, pp. 116-129.
- Kanstroom, D., *Aftermath: Deportation Law and the New American Diaspora*, New York, Oxford University Press, 2012, p. 31.
- Koslowski, Rey. 2006, Information Technology and Integrated Border Management. In *Borders and Security Governance: Managing Borders in a Globalized World*, ed. M Caprini, O Marenin, pp. 59-78. Geneva: Geneva Cent. Democracy Control Armed Forces/ Zurich: LIT.
- Menjivar, C. and Lesley J. A., “Legal Violence: Immigration Law and the Lives of Central American Immigrants,” *American Journal of Sociology*, 117 (5), 2012, pp. 1380-1421.
- Menjivar, C., “Immigration Law Beyond Borders: Externalization and Internalization Border Controls in an Era of Securitization,” *The Annual Reviews of Law and Social Science*, Vol. 10, 2014, pp. 353-369.
- Mountz, A., *Seeking Asylum: Human Smuggling and Bureaucracy at the Border*, University of Minnesota Press, 2010.
- 錦田愛子編『政治主体としての移民／難民——人の移動が織り成す社会とシティズンシップ』, 2020, 明石書店